

# コンプライアンス推進体制と報告・通報の流れ

構成員がコンプライアンス事案を把握した場合

- 情報の伝達規程第5条に定める「インシデント発生時の報告」により報告する。
- 通報規則第4条に定める「通報・相談窓口（総務部総務課）」へ通報する。
- 他の規則等において通報の窓口を定めている場合は、当該規則等の定める窓口へ通報を行う

大学は…  
速やかな調査と必要に応じた是正措置を行う

